

企業法

【科目別講評】

20問中A評価が11問、B評価が6問、C評価が3問であり、企業法の合格ラインは70点前後であろう。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5点	A	商法上の支配人
問題 2	5点	A	商人間の売買
問題 3	5点	A	創立総会
問題 4	5点	A	発行可能株式総数
問題 5	5点	B	株主の権利
問題 6	5点	B	募集株式の発行
問題 7	5点	A	株主総会
問題 8	5点	A	電磁的方法による議決権の行使
問題 9	5点	C	株主総会決議の瑕疵
問題10	5点	A	監査役会
問題11	5点	A	指名委員会等設置会社における執行役
問題12	5点	B	会計監査人
問題13	5点	B	臨時計算書類
問題14	5点	A	剰余金の配当
問題15	5点	C	持分会社の社員の法定退社
問題16	5点	A	社債管理者
問題17	5点	B	事業譲渡、株式等売渡請求、株式の併合及び会社分割
問題18	5点	C	会社分割及び事業譲渡
問題19	5点	A	「企業内容等の開示」の規定が適用される有価証券
問題20	5点	B	大量保有報告書

問題 1

正解

4

難易度

A

【出題内容】

商法上の支配人

【解説】

- ア. 誤 商法21条1項。
- イ. 正 商法24条。
- ウ. 正 商法22条。
- エ. 誤 商法23条1項3号。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題 2

正解

1

難易度

A

【出題内容】

商人間の売買

【解説】

- ア. 正 商法524条2項。
- イ. 正 商法526条1項。
- ウ. 誤 売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が悪意であった場合には、買主による目的物の検査及び通知義務（商法526条1項2項）は課されない（商法526条3項）。買主が、悪意の売主に履行の追完を請求することができないわけではない。
- エ. 誤 商法525条。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題 3

正解

5

難易度

A

【出題内容】

創立総会

【解説】

- ア. 誤 当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の半数以上であって、当該設立時株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない(73条2項)。
- イ. 正 72条3項。
- ウ. 誤 77条1項。
- エ. 正 96条。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題 4

正解

6

難易度

A

【出題内容】

発行可能株式総数

【解説】

- ア. 誤 発行可能種類株式総数(108条2項柱書)の合計数と発行可能株式総数(37条1項)の一致を要求する規定はない。現に発行する種類株式の数がそれぞれの発行可能種類株式総数を超えず、かつ、合計数が発行可能株式総数を超えなければよい。
- イ. 誤 株式の併合(180条3項本文)のような規定はない。
- ウ. 正 182条2項。
- エ. 正 184条2項。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題 5

正解

2

難易度

A

【出題内容】

株主の権利

【解説】

ア. 正 120条2項。

イ. 誤 総会決議取消の訴及び無効確認の訴の係属中右社員が死亡した場合には、相続により株式を取得した相続人がその訴訟の原告たる地位を承継する（最大判昭45.7.15）。

ウ. 正 125条2項。

エ. 誤 株式の準共有者間において権利行使者を定める（106条本文）に当たっては、管理行為として（民法252条本文，264条本文），持分の過半数をもってこれを決することができる（最判平9.1.28）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題 6

正解

3

難易度

B

【出題内容】

募集株式の発行

【解説】

ア. 正 202条4項。

イ. 誤 205条2項。

ウ. 誤 「他人の承諾を得てその名義を用い株式を引受けた場合においては、名義人すなわち名義貸与者ではなく、実質上の引受人すなわち名義借用者がその株主となる」（最判昭42.11.17）。

エ. 正 212条2項。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題 7

正解

4

難易度

A

【出題内容】

株主総会

【解説】

- ア. 誤 399条の13第5項4号。
- イ. 正 314条。
- ウ. 正 303条2項。
- エ. 誤 344条1項。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題 8

正解

6

難易度

A

【出題内容】

電磁的方法による議決権の行使

【解説】

- ア. 誤 313条1項。電磁的方法による議決権行使について、不統一行使が認められないとの規定はない。
- イ. 誤 298条2項。
- ウ. 正 299条2項1号3項。
- エ. 正 312条1項。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題 9

正解

2

難易度

C

【出題内容】

株主総会決議の瑕疵

【解説】

- ア. 正 「新株がすでに発行された後は、新株発行無効の訴を提起しないかぎり、当該新株の発行を無効とするに由なく、新株発行に関する株主総会決議無効確認の訴は、確認の利益がない」（最判昭40.6.29）。
- イ. 誤 判例は、取締役会の決議を経ることなく、「代表取締役」によって株主総会が招集され、法定の招集期間が不足する場合は、決議取消事由に止まるとしている（最判昭46.3.18）。他方、判例は、取締役会の決議を経ることなく、「代表取締役以外の取締役」によって招集された株主総会は法律上の意義における株主総会とはいえず、不存在としている（最判昭45.8.20）。取締役会決議に基づいていない点も、法定の招集期間が不足している点も、共に、招集手続の法令違反であり（298条4項、299条1項）、他に招集手続の瑕疵がないのであれば不存在ではなく総会決議取消の訴えの対象となる。
- ウ. 正 831条1項柱書・828条2項1号。
- エ. 誤 株主総会の決議の内容が定款に違反する場合（831条1項2号）は、裁量棄却が認められていない（831条2項）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題10

正解

1

難易度

A

【出題内容】

監査役会

【解説】

- ア. 正 328条1項。
- イ. 正 395条。
- ウ. 誤 335条3項。
- エ. 誤 390条3項。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題11

正解

6

難易度

A

【出題内容】

指名委員会等設置会社における執行役

【解説】

- ア. 誤 指名委員会等設置会社に「回復することができない損害」が生ずるおそれがあるときは、執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（422条1項）。
- イ. 誤 執行役は、「取締役会」の決議によって選任する（402条2項）。
- ウ. 正 416条1項1号ハ。
- エ. 正 417条5項。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題12

正解

3

難易度

B

【出題内容】

会計監査人

【解説】

- ア. 正 396条2項。
- イ. 誤 会計監査人は、「その職務を行うため必要があるとき」は、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる（396条3項）。いつでも、子会社調査権を発動できるわけではない。
- ウ. 誤 指名委員会等設置会社では「監査委員会」に報告しなければならない（397条5項）。
- エ. 正 398条2項。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題13

正解

3

難易度

B

【出題内容】

臨時計算書類

【解説】

- ア. 正 441条1項。
- イ. 誤 指名委員会等設置会社にあつては「監査委員会及び会計監査人」の監査を受けなければならない(441条3項)。会計監査人の監査が先行する必要はない。
- ウ. 誤 臨時計算書類については、計算書類の公告(440条)のような規定はない。
- エ. 正 臨時計算書類は、臨時会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない(441条1項柱書、施行規則116条7号、計算規則60条2項)。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題14

正解

1

難易度

A

【出題内容】

剰余金の配当

【解説】

- ア. 正 458条。
- イ. 正 454条5項。
- ウ. 誤 当該株式会社の株式等(株式、社債、新株予約権。107条2項2号ホ参照)を配当財産とすることはできない(454条1項1号カッコ書)。これらの財産については、発行手続が別に規定されているからである(185条、277条、676条参照)。
- エ. 誤 配当財産が金銭以外の財産である場合(現物配当)には、株式会社は、株主総会の決議によって、株主に対して金銭分配請求権(配当財産に代えて金銭を交付することを会社に請求する権利)を与えることができる(454条4項柱書本文1号)。現物配当の場合に、必ず金銭分配請求権を与えなければならないわけではない。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題15

正解

3

難易度

C

【出題内容】

持分会社

【解説】

- ア. 正 総社員の同意は、法定退社事由である（607条1項2号）。
- イ. 誤 出資の義務を履行しないことは、持分会社の社員の除名（607条1項8号）の訴えの対象となる（859条1号）。出資の義務を履行しないこと自体が法定退社事由ではない。
- ウ. 誤 会社法は、差押債権者に事業年度末において持分の差押えを受けた社員を退社させる権利を認めている（609条1項前段）。これにより、債権者は、退社した社員が払戻しを受けた財産（611条1項3項）から債権を回収することができる。持分を差し押さえられたこと自体は、法定退社事由とはされていない（607条参照）
- エ. 正 後見開始の審判を受けたことは、法定退社事由である（607条1項7号）。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題16

正解

5

難易度

A

【出題内容】

社債管理者

【解説】

- ア. 誤 信託会社は、社債管理者となる資格を有している（703条2号）。
- イ. 正 各社債の金額が1億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合（＝ある種類の社債の総額を当該種類の各社債の最低額で除して得た数が50を下回る場合）は、社債管理者を設置しなくてもよい（702条ただし書、施行規則169条）。
- ウ. 誤 「裁判所」は、社債管理者がその義務に違反したとき、その事務処理に不適任であるときその他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権者集会の申立てにより、当該社債管理者を解任することができる（713条）。
- エ. 正 704条1項。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題17

正解

6

難易度

B

【出題内容】

事業譲渡，株式等売渡請求，株式の併合及び会社分割

【解説】

- ア. 誤 事業譲渡について，本記述のような株主の差止請求権の規定はない。
- イ. 誤 株式売渡請求の差止請求権の相手方は，「特別支配株主」である（179条の7第1項）。
- ウ. 正 182条の3。
- エ. 正 新設分割をする場合に，株主総会の決議による新設分割計画の承認を要しないのは，簡易分割の場合である（805条）。この場合は，株主の利益に与える影響が小さいので差止請求は認められない（805条の2ただし書）。

以上より，正しいものはウとエであることから，正解は6となる。

問題18

正解

4

難易度

C

【出題内容】

会社分割及び事業譲渡

【解説】

- ア. 誤 判例は，株式会社の新設分割において，労働契約の承継に関する協議が全く行われなかった場合，当該労働者は当該承継の効力を争うことができるとしている（最判平22.7.12）。
- イ. 正 判例は，譲受会社は「会社法22条1項の類推適用」により，会員が分割をした会社に交付した預託金の返還義務を負うとしている（最判平20.6.10）。
- ウ. 正 最決平23.4.19。
- エ. 誤 株主総会の決議による承認手続を経ない事業譲渡について，判例は「何人との関係においても常に無効であると解すべきである」と判示しており（最判昭60.9.11），善意・無重過失の相手方にも無効主張ができる。

以上より，正しいものはイとウであることから，正解は4となる。

問題19

正解

5

難易度

A

【出題内容】

「企業内容等の開示」の規定が適用される有価証券

【解説】

- ア. 適用されない 適用除外有価証券である（金商法3条4号）。
- イ. 適用される 特定有価証券であり（金商法2条1項4号，施行令2条の13第1号），金融商品取引法第2章「企業内容等の開示」の規定が適用される（金商法5条柱書本文かっこ書）。
- ウ. 適用されない 適用除外有価証券である（金商法3条1号）。
- エ. 適用される 特定有価証券であり（金商法3条3号イ，施行令2条の13第7号），金融商品取引法第2章「企業内容等の開示」の規定が適用される（金商法5条柱書本文かっこ書）。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題20

正解

2

難易度

B

【出題内容】

大量保有報告書

【解説】

- ア. 正 金商法27条の23第1項。
- イ. 誤 意見表明報告書は、公開買付けの対象会社に提出が義務付けられるものである（27条の10第1項）。
- ウ. 正 金商法27条の25第3項。
- エ. 誤 訂正報告書でなく、変更報告書を提出しなければならない（金商法27条の25第1項）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。